

平成26年4月18日

阿波市子ども・子育て会議資料

阿波市
子ども・子育て支援事業計画
(案)

【抜粋】

※取扱注意

あくまでも、会議資料につき未定稿であり、
今後、計画策定中審議の結果、変更することもありうる

平成26年3月

第4章 重要施策(メインプラン)

1 保育サービスの向上

(1) 幼保連携型認定こども園開設

《認定こども園》とは・・・

これまで小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育所の2つを多く利用されてきました。新制度では、これらの幼稚園と保育所に加え、両方の良さを併せ持つ施設（認定こども園）を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくこととなっています。

■ 認定こども園



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成 18 年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図って行きます。

新制度では、施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

■ 3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 **利用先** 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **利用先** 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **利用先** 保育所、認定こども園、地域型保育

【阿波市の現状、課題、今後の方向性】については、2子育て支援事業等の施設整備に掲載

(2)民間活力導入の活用

【現状】

多様化する市民ニーズに対応し効果的・効率的に施設運営等を行うため、平成25年4月より保育所指定管理者制度を導入し、久勝保育所において指定管理者による運営・管理を実施しています。

☆指定管理者による管理・運営の期間

- (1) 指定管理期間 平成25年4月1日 から 平成30年3月31日 までの5年間
- (2) 保育料の収受に関すること。

保育料は市の基準額（保育所保育の実務に関する条例施行規則）を市が徴収します。

☆指定管理者が行う業務内容

項目	指定管理者の業務	市（公）の業務
(1) 早朝保育	・ 平日（月～金）7：00～ （土） 7：30～ ・ 利用料 無料	・ 平日（月～土）7：30～ ・ 利用料 無料
(2) 延長保育	・ 土曜日 12：15～17：30 ・ 利用料 1日（回）@800 ・ 給食・おやつ 有り	・ 土曜日 12：15まで ・ 軽食
(3) 乳児保育	・ 生後 6ヶ月から	・ 生後 8ヶ月から
(4) 休日保育	・ 祝祭日 8：30～17：30 ・ 利用料 1日（回）@2500 ・ 給食・おやつ 無（持参）	・ 無

【課題】

今回、保育所の指定管理者による管理・運営は、市内に初めての民間活力導入の活用です。その効果を、保護者によるアンケートやモニタリング等により意見を収集し、PDCAサイクル方式で、管理・運営等を評価する必要があります。

【今後の方向性】

久勝保育所については、保護者のニーズや意見が運営の改善等につながるよう意見を収集していきます。

また、行政と民間が適切な役割分担のもと、効率性や専門性、行政責任の確保をふまえながら、さらなる民間活力の導入を進めることは、サービスの向上・維持の面でも重要となっています。そのため、今後も市が管理・運営する他の施設等についても、指定管理者制度導入や民間移管等も検討していきます。

2 子育て支援事業等の施設整備

(1) 幼保連携型認定こども園施設整備

【現状】

本市では公立保育所が10か所（平成27年4月9か所）、公立幼稚園が9か所あり、それぞれ幼児教育や保育等を実施しています。現在、認定こども園の設置はありませんが、町村合併以前に整備されていた土成中央幼保一体化施設と、また、平成23年度より1小学校区に2か所ある保育所の統廃合にあわせて、幼保連携施設を八幡地区・一条地区の2か所で整備しています。

【課題】

幼保連携施設の整備により、市内には、幼保連携施設、保育所（うち1か所は公設民営）、幼稚園とあわせて3種類の施設が存在することとなり、各施設の運営方針、支援のあり方が各施設で異なるため、関係機関・関係施設との連携や調整、情報の共有等を今後計画的に進めることが必要です。また、地域において、施設・支援の種類・数に違いが生じるため、必要に応じて公平性をもった整備等の検討が必要となります。

【今後の方向性】

将来的な認定こども園として位置づけを想定する3か所の幼保連携施設、保育所、幼稚園が、今後、子どもの教育・保育の場として、また、保護者のニーズに対応できる保育運営に取り組むため、年次的な「保育所・幼稚園整備計画」を策定し、今後、区域設定や公設民営、民間移管等を含めその方向性を検討していきます。

《八幡幼保連携施設 平成25年度整備》



(2)放課後児童健全育成事業の施設整備

《放課後児童クラブ施設整備》

【現状】

放課後児童クラブ施設は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し適切な遊び及び生活の場を与え、当該児童の健全な育成を図ることを目的とする事業を行う施設です。

平成25年12月25日の社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書に、【従うべき基準】従事する者、員数、【参酌すべき基準】児童の集団の規模、施設・設備などが記載されています。その中で、施設・設備の参酌すべき基準については、「専用室・専用スペース、静養スペース等を設けることが適当」と記載されています。また、「児童福祉法の改正により対象児童の範囲が明確化されたことに伴う高学年の受け入れに当たっては、例えば、対象年齢に相応しい遊具、図書等の備品等についても適切に対応することが望ましい」との記載もあります。

※放課後児童クラブ（学童保育）及び児童館の概要は 3 子育て支援と仕事の両立支援の推進（2）放課後児童クラブと児童館運営の一本化に掲載

【課題】

施設・設備の参酌基準「専用室・専用スペース、静養スペース」や「高学年の受け入れ」について、現在の市内の放課後児童クラブや児童館では対応できるスペース等が無い場合、基本的な水準到達に向けた検討・調整が必要となっています。

【今後の方向性】

今後、児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の制定により、各施設の整備を検討します。

整備計画については、放課後児童クラブ（学童保育）及び児童館の運営一本化とあわせて調整・検討を進めます。

(4)児童発達支援センター施設整備(誘致)

【現状】

現在、発達支援が必要とされる児童は、年々増加する傾向にあります。また、児童発達支援の取り組みについて、国・地方公共団体は児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（児童福祉法第二条）、とされており、本市においても子育て支援事業で障がいがある子どもが身近な地域でサービスが受けられるよう支援体制の整備が求められています。

【課題】

施設整備（誘致）・施設の内容等については、今後、国、県、関係機関や関係団体とも連携し進めていく必要があります。また現状では、発達支援が必要な児童の市の窓口・対応が複数部局に渡っており、一元化が求められています。

【今後の方向性】

今後、相談窓口、各個別計画の1本化等支援体制の一元化により、「ひとりのためにつながるネットワークづくり」を目指します。

そのためには、国、県、関係部局、関係機関、関係団体とも連携し、こうした障害児支援の強化に努めるため、児童発達支援センター施設整備（誘致）を推進します。

(2)放課後児童クラブ(学童保育)及び児童館運営の一本化

【現状】

現在、市では小学生児童が放課後に過ごすことができる取り組みについて、7か所の放課後児童クラブ(学童保育)と、3か所の児童館で運営しています。

■放課後児童クラブ・学童保育の概要(時間について、必要に応じ延長相談可)

クラブ名	通常開設時間	長期休暇中開設時間
一条放課後児童クラブ	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
柿原放課後児童クラブ	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
御所小放課後児童クラブ	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
土成小放課後児童クラブ	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
久勝学童保育久勝KID'S	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
伊沢学童保育伊沢KID'S	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで
林学童保育林KID'S	放課後～18時30分まで	8時～18時30分まで

■児童館の概要

クラブ名	開館時間
八幡児童館	平日 10時～18時まで 土曜9時～17時まで 長期休暇中：平日8時30分～18時
市場児童センター	
大俣児童館	

■放課後児童クラブ(学童保育)と児童館の違い

区分	放課後児童クラブ(学童保育)	児童館
お弁当・おやつ	有	無
料金	有(軽減措置有)	無
対象者	登録制(就労支援) ※発達支援児受入(指導員加配)	自由来館(18歳まで)
その他	・平日 放課後～18:30 ・土曜 8:00～18:30 (延長保育の希望相談可) ・長期休暇中8:00～18:30 (早朝・延長保育希望相談可)	・平日 10:00～18:00 ・土曜 9:00～17:00 (市場児童センターのみ) ・長期休暇中8:30～18:00

【課題】

放課後児童クラブ(学童保育)と児童館では、運営方法、内容などに差があり、地域に

よって差がある状況です。

【今後の方向性】

平成 28 年 4 月を目処に、すべての施設において放課後児童クラブ（学童保育）への移行を進めます。

4 子育て支援サービスの拡充等経済的支援

(1) 乳幼児等医療費助成事業の充実

【現状】

乳幼児に係る医療費の一部を保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保険の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めています。

本市では、“子育て支援の充実したまち”をめざし、この事業について、所得制限を撤廃し、充実に取り組んでいます。

変更時期	阿波市
平成 17 年 4 月（合併当時）	6 歳未満の入院および通院 所得制限なし
平成 18 年 10 月	9 歳未満の入院および通院 自己負担なし（市が負担）
平成 20 年 10 月	12 歳未満の入院および通院（制度適用率 99%）
平成 21 年 11 月	小学 6 年生卒業までの入院および通院

【課題】

現在のところ、助成対象者は小学 6 年生卒業までとなっていますが、ニーズ調査の自由回答では、対象者の中学生まで拡大を望む意見もうかがえました。そのため、対象や助成内容については、今後、調整・検討が必要となっています。

また、ニーズ調査の自由回答では「予防接種等への経済的な支援」を望む意見が多くうかがえ、新たな経済的支援策の調整・検討も必要となっています。

【今後の方向性】

安心して子どもを生み育てるためには、経済的な安定が必要であり、今後も、子育て家庭に対する助成を通して、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めていきます。

